

令和3年第1回

氷川町議会 1 月臨時会会議録

開会 令和3年1月19日

氷 川 町 議 会

令和3年第1回氷川町議会臨時会会期日程

月 日(曜日)	区 分	日 程 内 容
1月19日(火)	本 会 議	開会 提案理由・議案説明 質疑 討論 採決 閉会

会 期 1 日 間

令和3年第1回氷川町議会臨時会会議録（第1号）

令和3年1月19日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 承認第1号 専決処分の報告及び承認について
日程第 4 議案第1号 令和2年度氷川町一般会計補正予算（第10号）について
日程第 5 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1 番	西 尾 正 剛	2 番	木 下 厚
3 番	河 口 涼 一	4 番	清 田 一 敏
5 番	長 尾 憲二郎	6 番	吉 川 義 雄
7 番	上 田 俊 孝	8 番	三 浦 賢 治
9 番	上 田 健 一	11 番	片 山 裕 治
12 番	米 村 洋		

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

10 番 松 田 達 之

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 平 山 早 苗 書 記 小 田 尊 之

5. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 藤 本 一 臣
教 育 長 太 田 篤 洋
企画財政課長 濤 岡 美智代

副 町 長 平 逸 郎
総 務 課 長 稲 田 和 也
町 民 課 長 尾 村 幸 俊

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（米村洋君） 皆さん、おはようございます。

ただ今から、令和3年第1回氷川町議会臨時会を開会します。

本日の執行部の出席者については、コロナ禍の中にあって、年度末において業務衰退を招かないように配慮し、町長、副町長、教育長、総務課長、企画財政課長、町民課長に出席を求めましたので議員各位におかれましてはご理解をお願いいたします。

10番、松田達之君から、都合により本日の会議に出席できない旨の欠席届が提出され、これを認めましたので報告します。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（米村洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、11番片山裕治君、1番西尾正剛君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（米村洋君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村洋君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

-----○-----

日程第3 承認第1号 専決処分の報告及び承認について

日程第4 議案第1号 令和2年度氷川町一般会計補正予算（第10号）について

○議長（米村洋君） 日程第3、承認第1号、「専決処分の報告及び承認について」及び日程第4、議案第1号、「令和2年度氷川町一般会計補正予算（第10号）について」を一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆さま、おはようございます。二十四節気の一つ、大寒を明日に控えまして、厳しい寒さを感じる日々が続いておりますけれども、議員各位には、日々ご健勝にてご活躍のことと、お喜びを申し上げます。

本日は、令和3年第1回氷川町議会臨時会を緊急に招集をいたしましたところ、議員各位には公私ともに大変お忙しい中にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、第3波が到来し、1日当たりの感染者数が増加の傾向にあります。国においては、新型コロナ特別措置法に基づく緊急事態宣言を、11都府県に発出されました。また、熊本県においても、年明け以降感染が急拡大している状況を受け、今月13日に県独自の緊急事態宣言を発令され、不要不急の外出や移動の自粛と、飲食店に対する営業時間の短縮が要請をされたところであります。町内においてもすでに延べ16名の感染が確認され、予断を許さない状況にありますので、町民の皆様への注意喚起と感染予防の実践に向けた啓発を継続して実施しているところでございます。

そのような中、国においては全国民への新型コロナウイルス感染症予防のワクチン接種を、2月下旬から医療従事者を皮切りに暫時実施する計画であり、その実施主体は市町村とされております。早急に準備をする必要がありますので、現段階で想定をされる必要な予算につきまして、提案するものでございます。

また、租税特別措置法の改正により昨年12月24日に専決処分をいたしました、氷川町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例について、承認を求めるものでございます。

内容につきましては担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただき円満なるご決定をいただきますようお願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米村洋君） これから承認第1号及び議案第1号の詳細説明を求めます。

企画財政課長、瀧岡美智代さん。

○企画財政課長（瀧岡美智代さん） 承認第1号、専決処分の報告及び承認についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求めるものでございます。

開けていただきまして氷川町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正でございます。改正内容といたしましては、地方税法の改正により、延滞金の割合の特例に係る特例基準割合を延滞金特例基準割合に変更するもので、附則第3項を改正するものでございます。なお、地方税法の施行日が令和3年1月1日であり、施行前に改正を行う必要があるため、令和2年12月24日、専決処分したものでございます。改正の把握が遅れたことにより、条例改正及び公

布の手続きに緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものでございます。

以上で、承認第1号の説明を終わります。

○議長（米村洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 議案第1号、令和2年度氷川町一般会計補正予算（第10号）についてご説明いたします。

令和2年度氷川町一般会計補正予算（第10号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ906万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億3,752万9000円とするものでございます。

まず、歳出につきましてご説明いたします。7ページをお願いいたします。20款、衛生費、5項、保健衛生費、10目、予防費、1節、報酬から、8節、旅費までは、令和3年2月から3月までの2か月間、2名の会計年度任用職員の報酬、共済費、旅費を計上しております。10節、需用費の517万8000円のうち、消耗品費395万円の主なものは、注射針、31万円、手袋5万枚、約52万円、接種後の針などを入れる容器2万6000個、約100万円、ペーパータオル代、約60万円でございます。印刷製本費の122万8000円は、住民へ配布する無料接種券、案内状などの印刷製作費でございます。11節、役務費の70万4000円の主なものは、専用の電話回線の架設料10万円と、接種券の発送郵便料56万4000円でございます。12節、委託料の128万7000円は、町民へ郵送する通知作成のためのシステム改修委託料で99万円、8ページになります、医師、看護師に委託します、接種業務委託料23万9000円が、主なものでございます。17節、備品購入費の125万4000円は、ワクチンを解凍いたします冷蔵ショーケース、約30万円、診察用パーテーション、約32万円、電話機、FAXで、45万円が主なものでございます。

次に歳入をご説明いたします。6ページをお願いいたします。65款、国庫支出金、10項、国庫補助金、15目、衛生費国庫補助金、5節、保健衛生費補助金906万9000円は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金で、歳出の10分の10の補助金でございます。これで、議案第1号、令和2年度氷川町一般会計補正予算（第10号）について、説明を終わります。

○議長（米村洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

承認第1号について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第1号を採決します。

本案は承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米村洋君） 起立全員です。したがって、承認第1号は承認されました。

○議長（米村洋君） 次に、議案第1号について質疑はありませんか。西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） 町民の皆さんも非常に関心の高いワクチンの接種だと思うんですけども、いくつか質問をさせてください。まず、今町長の説明の中に2月の下旬から、これは菅総理もそういったことでコメントされているわけなんですけど、見通しとしてはいつぐらいなのか。それと、広報手段をどうされるのか。次に、町長が先ほど医療従事者という話もありましたけれども、一定の順位付け、ていうのが、これも国で検討されていると思うんですけども、うちの町ではそういった順位付け、医療従事者から高齢者、基礎疾患者とかそういった人たちが感染した場合、死亡率が高いといったこともあるわけですから、そういった順位付けをどういった検討をされているのか。3番目が、医療機関で接種ということになるんでしょうけれども、何か所くらい検討されているのか、これをお願いいたします。それと、これが一番私が聞きたいところですが、今テレビで報道されているのが1回では効かないと、2回が一番効果的と報道がされているんですけども、イギリスあたりでは2回の接種を初回の人たちに回すというのもテレビで流れてましたので、国が定めている期間があったと思うんですけども2回目も予定されているのか。その時には当然繰越の形を取るのか、そこも合わせたところで、よろしく願いいたします。

○議長（米村洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） ただ今のご質問にお答えいたします。内容的にはまだ国の方から県を通じてですけども説明が未確定の部分が多々ございます。先週もございましたけども情報提供な部分ということでありましたのでお答えできる内容でお答えしたいと思います。いつからの接種かということでございます。まず国の方から示されておりますのは医療従事者向けにつきまして、これは県主体になります。

その後市町村主体に向けまして高齢者に向けましての予防接種ということで、予定といたしましては3月12日までに該当者65歳以上の方への個人通知を予定しているところでございます。それから、ワクチンが着き次第、接種開始ということになります。

続きまして広報等につきましてですけれども、只今申し上げましたとおり個人に無料クーポン券が発送されますので、それで内容的にはわかるかと思っておりますけれども、町の広報誌、防災無線あたりで呼びかけをと考えております。

それと順位付けの検討ということでございます。国から示されました内容につきましては、只今議員おっしゃるとおり65歳以上からスタートということになります。その後順次基礎疾患のある方を優先といったことになっておりますので、国の示されたことで検討しているところでございます。

医療機関につきましてですけれども、当初スタートの方はワクチンの内容によりましても、マイナス75度以上の冷凍が必要となりますので、それに応じたことができるように、集団接種ということでスタートさせてもらおうかなと思っております。その後医療機関につきましては医師会の方と今後詰めていく形になるかと思っております。

ワクチンの接種回数につきましてですけれども、2回ということで国の方も考えております。その方向で進めているところでございます。以上です。

○議長（米村洋君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） 2回となったときにはこの予算は繰り越しということになるのでしょうか。

○議長（米村洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 今回の補正予算にいたしますのは65歳以上分を想定しております。その分でもしもワクチンが届かなかったということが発生いたしましたら繰越ということになります。それ以降令和3年度でも予算を計上いたします。年内には終わるのかなという計画ではおりますけれども、これも今予想的なことでしか申し上げられませんので、その時になってからまた4年度の繰越とかになると思うんですけれども、今のところまだ明確化されておられません。以上です。

○議長（米村洋君） いいですか。吉川義雄君。

○6番(吉川義雄君) 今のに関連してなんですが、町内では、町民の方たちの中には、ワクチンはいつからかという期待の声もあります。それで、高齢者、65歳以上を優先されるんだという話はもう町民の人たちもよく知っておられますのであとは、どこに行けば、どうなればという話がもうなってるんですね。私もそういった相談受けまして今から決まることだからと言いました。広報をどうするかっていうのが大事だと思うんですね。広報の手段、それから高齢者といわれる中には一人暮らしの人もおられるいろいろな人もおられるわけですので、この広報の手段もうちょっと詳しく考えがあれば聞かせていただきたいです。今の予算からいきますと、無料クーポンのハガキが届くことで初めて直接それを持って行くんだということを知られると思うんですが、じゃあどこでっていうのも当然書いてあると思うんですが、その付近、どうなんですか、どれほどの広報をされる予定なのか。期待は相当あります。いつくるのだろうかとか、いつからだろうかとか、うちの町は、という話はたくさん聞いてきましたので、もう少し広報のことについてお尋ねしたいと思います。

○議長(米村洋君) 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長(尾村幸俊君) 繰り返しになりますけども、防災無線等でですね、呼びかけをしていけばほぼリアルタイムな広報ができるのかなと思っております。それと、予算でもあげておりますけれども、電話回線の方も専用回線を設けますのでそちらの方で今のところ予約を取るような形になると思います。その時にどこへ行ってくださいということで回答いたします。どこに行けばいいんだなと分かれると思いますので、そういった対応になるかと思います。以上です。

○議長(米村洋君) 吉川義雄君。

○6番(吉川義雄君) 地区にいろいろ回覧板とかありますよね。できるだけ目につく方法で町独自で小さなチラシでも作ってですね、特にこう、高齢者の人たちには届ける、あるいは民生委員さんを通じてしっかり案内をするというのが大事かなというふうに私は思います。もう1つ、接種しに行く医療機関までの足の確保も含めてですね、考えることが必要になってくるのではないかなというふうに私は思っています。なぜ言うかという、実は認知が始まった人の相談を受けて、今医療機関ともいろいろしてるんですが果たしてこの人は医療機関に入ればOKだけど、そういう人たちはほかにいるからなあというふうに私は思いました。当然、そういう人たちに対する対策も必要だと思うので、ぜひその付近も今後やっていくうえで問題点

が出てきたら、そういったのもぜひ考えていただければというふうに思います。以上です。

○議長（米村洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 広報につきましては皆さんに周知できるような形で今後も考えていきたいと思います。また、病院までの足ということでございます。タクシー利用券とか使える対象者がいらっしゃればぜひ活用していただきたいと思います。以上です。

○議長（米村洋君） 他に質疑ありませんか。清田一敏君。

○4番（清田一敏君） 町民の人たちの一番の心配というのは、安全性でありますとか、ワクチンの有効性というのはどうなるんだろうかというような心配を持っておられると思いますが、そのあたりの情報提供というのは国の方からこういった説明がなされているのかお伺いしたいと思います。そして、これはあくまでも任意でしょうか、それとも半強制的くらいの権限を持ってやられるのでしょうか、そのところを1つ答弁をお願いいたします。

○議長（米村洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 安全性につきましてはまだ国の方から示されておきませんのでこういった症状が出るというのは申し上げられないという状況でございます。注射につきましては個人の方で判断していただくのかなと思っているところでございます。以上です。

○議長（米村洋君） いいですか。他にありませんか。西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） 清田議員とちょっと被るんですけども、住民登録していない人も同意を得たうえで接種ができるらしいんですよね。そういったことが報道であっていたんですが、今清田議員がおっしゃるように、接種の希望しない人を町はどういった取り組みをするかというのも大事だと思うんですけども、やっぱり感染というものを考えるのならばある程度、町は国の予算でワクチンを接種するわけですから積極的なワクチン接種ていうような姿勢なのかどうか。接種を希望しない人たちに対して、こういった広報で取り組むかとかってというのはどの辺ぐらいまでの考えでしょうか。

○議長（米村洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） これはまあ全国的なこと、世界的なことじゃないかと思います。それにつきましてもですね県あたり、国あたりからこういうことでという方針はまだ示されていないところがございますので、町独自というのは今のところは考えておりません。以上です。

○議長（米村洋君） いいですか。他に質疑ありませんか。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米村洋君） 起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（米村洋君） 日程第5、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村洋君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。これで、本日の日程は全部終了しました。

—————○—————

○議長（米村洋君） 町長から、閉会にあたっての挨拶の申し出があります。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げたいというふうに思います。本臨時会に提案をいたしました議案につきましては、可決及び承認をいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の影響で、社会全体が活気を失いつつある中、去る16日には氷川町観光物産協会主催によりますサプライズ花火が打ち上げられ、和みのひと時を与えていただきました。また、第64回県広報コンクール広報誌の部において広報ひかわが佳作に選ばれたことは、町全体に活気を与える嬉しいニュースかなというふうに思っております。

さて、新型コロナウイルス感染症予防ワクチン接種につきましては、先ほどから議論がありましたとおり、未確定な部分が多数ございます。併せて、相当な期間と労力を要するものというふうに思っております、医師会の皆様方のご協力、また、町民の皆様方のご理解を得ながら、円滑に接種ができるよう万全を期していきたいというふうに思っているところであります。

昨日、第204回通常国会が召集され、令和2年度第3次補正予算並びに令和3年度当初予算等の審議が始まりましたが、新型コロナウイルス対策に対する財政支援が打ち出されるものと思います。情報収集に努め、感染予防と地域経済の活性化に向けた事業の推進を図ってまいりたいというふうに思っているところであります。

なお、現在実施しております新型コロナウイルス感染症対策事業の1つであります、個人世帯用機器購入費助成事業につきましては、予想以上に申し込みが多いうえ納品が遅延している状況でございます。当初計画をいたしました2月末日までの納品が厳しい状況にありますので、本年度分の納入期限を延期するとともに、来年度も事業を継続してまいりたいというふうに考えているところでございます。つきましては閉会后、実施要項の改正につきまして担当課より説明をいたしますので、ぜひご理解とご協力をいただきたいというふうに思います。

結びに、新型コロナウイルス感染症への予防を徹底をされるとともに、まだまだ寒い日が続きますので、ご自愛のうえご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会の御礼のご挨拶といたします。お世話になりました。

○議長（米村洋君） 会議を閉じます。

令和3年第1回氷川町議会臨時会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午前10時29分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日 氷川町議会議長 米 村 洋

令和 年 月 日 氷川町議会議員 片 山 裕 治

令和 年 月 日 氷川町議会議員 西 尾 正 剛